

| もくじ |

- P2 令和3年度予算を公表します
議決結果を報告します
表紙写真の説明
発見! わたしが見つけたマンホール
お知らせ
- P3 令和3年度整備予定箇所をお知らせします
- P4 下水道の受益者負担金(分担金)について



取手地方広域下水道組合

〒302-8558 茨城県取手市小文間173番地
TEL 0297-74-4125(代表) <http://www.t-gesui.hs.plala.or.jp>
管理者(取手市長): 藤井 信吾 副管理者(つくばみらい市長): 小田川 浩

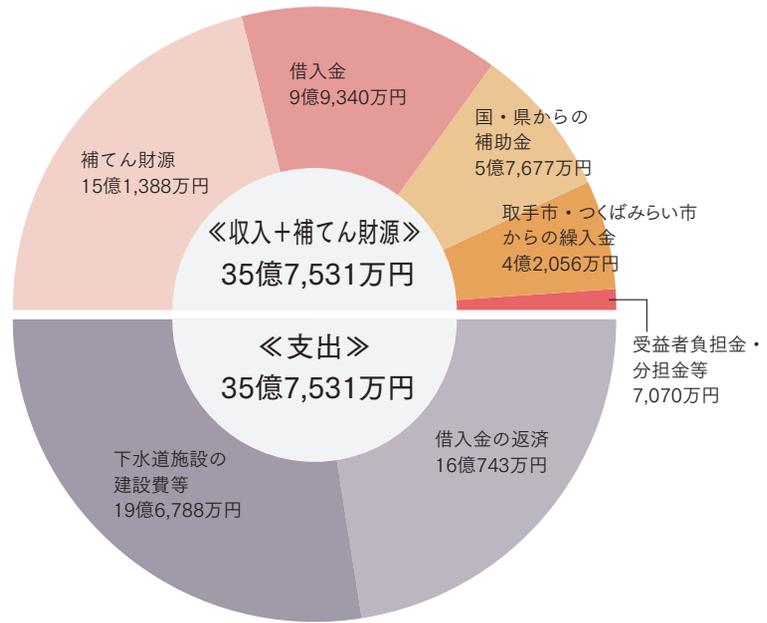


【表紙】 県南クリーンセンター内
(次頁説明参照)

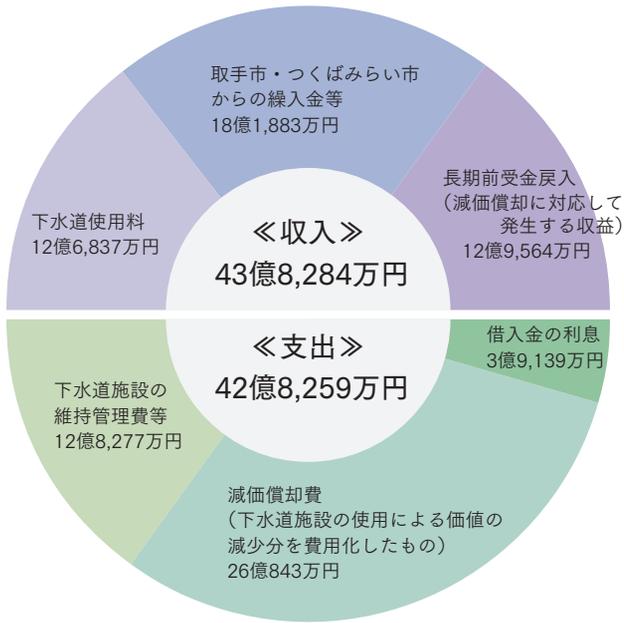
令和3年度予算を公表します

詳細については、本組合ホームページに掲載しています。

資本的収支（税込） ～下水道施設を造るためのお金～



収益的収支（税込） ～使った水をきれいにするためのお金～



議決結果を報告します

第1回定例会（2月17日招集）

議案番号	提出議案	議決結果
第1号	取手地方広域下水道組合事業運営審議会条例の一部を改正する条例について	可決
第2号	取手地方広域下水道組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第3号	取手地方広域下水道組合下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	可決
第4号	令和2年度取手地方広域下水道組合下水道事業補正予算（第2号）	可決
第5号	令和3年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算	可決

表紙写真の説明

表紙の写真は、水処理施設で汚水から取り除いた汚泥を、汚泥処理施設に送る配管の写真です。下水道場の地下には表紙のほか、左の写真のように、無数の配管が張り巡らされています。



発見！わたしの見つけたマンホール

下水道事業に親しみと関心を持っていただくことを目的に、みなさまが暮らしの中で発見したマンホール写真の募集を行いました。ご応募ありがとうございました。

さくらとマンホール



いつてらっしゃい



毎日とおる道



写真は随時受付しておりますので、ぜひご応募ください。詳細につきましては、本組合ホームページをご確認ください。



お知らせ

令和3年度下水道ふれあいフェア及び下水道作品コンクールの開催中止について

取手地方広域下水道組合が主催する下水道ふれあいフェア及び下水道作品コンクールの開催につきましては、昨年同様新型コロナウイルス感染症の予防、まん延防止のため、中止とさせていただきます。

何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



令和3年度整備予定箇所をお知らせします

取手市（取手地区）



取手市（取手地区）

- 1 戸頭・上高井・下高井・米ノ井地区
- 2 米ノ井・野々井地区
- 3 野々井・ゆめみ野一丁目地区
- 4 新取手一・二丁目地区
- 5 新取手二丁目地区
- 6 新取手一・四丁目地区
- 7 新取手一丁目地区
- 8 寺田地区
- 9 中原町地区
- 10 白山三・四丁目地区

取手市（藤代地区）

- 1 桐木地区
 - 2 小浮気地区
 - 3 双葉一・二丁目地区
- つくばみらい市（伊奈地区）
- 1 山王新田・下平柳地区
 - 2 谷井田地区
 - 3 市野深地区
 - 4・5・6 板橋地区

取手市（藤代地区）



つくばみらい市（伊奈地区）

ご迷惑をおかけしております
汚れた水を集める管を埋設しています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇国補第〇〇-〇〇〇号枝線工事

発注者 取手地方広域下水道組合
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
施工者 株式会社 〇〇〇〇
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

●この整備箇所図は、新たに汚水管の整備を予定している箇所図です。
また、番号は整備の順番を表すものではありません。
●整備箇所は変更となる場合があります。
問い合わせ先 整備課 0297-74-4180

下水道の受益者負担金(分担金)について

生活排水の処理は、一般的に公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラント・合併浄化槽などの処理方法があり、お使いのみなさまにはそれぞれの処理方法により加入金・負担金・購入費等の負担が発生します。

この中で、公共下水道の建設にかかるのが受益者負担金(分担金)です。

公共下水道の建設には、膨大な費用と長い年月がかかります。そして、利用できるのは、公共下水道が整備された区域の方に限られます。それを道路や公園のような一般の公共施設と同じように、すべてを税金でまかなうと不公平が生じてしまいます。

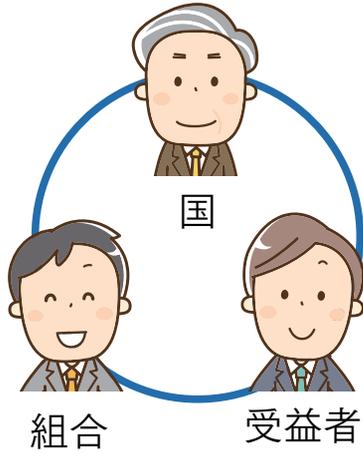
そのため、公共下水道を整備した区域に土地を所有しているみなさまに、受益者負担金(分担金)制度により、建設費の一部をご負担いただいております。

この受益者負担金(分担金)制度は、都市計画法及び地方自治法に基づく制度となります。

対象となるのは、取手市とつくばみらい市(伊奈地区)の公共下水道事業計画区域すべての土地です。

公共下水道の建設費を3者で負担しています

3者で公共下水道を



●受益者負担金(分担金)が発生するのはいつ?

公共下水道事業計画区域のうち前面道路に公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理できるようになった区域に発生します。

令和4年度に対象となるのは、前ページにある整備予定箇所等で令和3年度中に整備された区域を予定しています。

(整備の進捗状況により、受益者負担金(分担金)の発生時期が前後する場合があります。)

その年度の対象となった土地を所有されている方へ、4月1日に受益者申告書を発送いたします。

受益者負担金(分担金)は、土地に対して賦課しており、一度限りのものです。

また、対象となる土地は、公共汚水ますの設置の有無にかかわらず一律に賦課となります。

●受益者負担金(分担金)を納めていただく方は?

受益者は、原則としてその土地の所有者です。

ただし、その土地を借り家を建てている場合には、その地上権者や借地権者とすることもできます。

●受益者負担金(分担金)の金額や納付方法は?

負担していただく金額は、

土地の面積1平方メートルあたり500円です。



受益者負担金(分担金)の納付方法は、一括払いまたは分割払いをお選びいただけます。

また、申請により、要件を満たす場合には、支払いの猶予や減免する制度があります。

詳しくは、当組合のホームページをご覧ください。また、ご希望の方にはパンフレットをお送りいたしますので、ご連絡ください。

例えば約50坪の土地の場合、平方メートルにすると165.28㎡です。そこに500円を掛けて82,640円と算出し、100円未満を切り捨てた82,600円が総額となります。

$$\begin{aligned} \text{(例)} \quad 165.28\text{m}^2 \times 500\text{円} \\ \text{(約50坪)} \quad &= 82,640\text{円} \\ &\approx 82,600\text{円} \\ &\text{(100円未満切捨)} \end{aligned}$$

問い合わせ先
経営課 TEL 0297-744-4127